

財経第 64 号
平成 18 年 6 月 30 日

財団
法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

損
保
理
部
会
長
梅
原
真

実務対応報告公開草案第 24 号「投資事業組合に対する支配力基準及び
影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年 6 月 6 日に公表されました、標記公開草案に関しまして、別紙のとおり、
当会としての意見を申し上げます。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い
申し上げます。

敬白

(別紙)

実務対応報告公開草案第 24 号「投資事業組合に対する支配力基準及び
影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見について

<意見>

- Q 5 の回答に記載の通り、投資事業組合の業務執行権の過半の割合を保有するものの、当該投資事業組合に対する「出資額が少なく、業務執行に係る適正な対価以外に、投資事業組合の投資事業から生ずる損益の大部分が形式的にも実質的にも帰属しない」場合、当該投資事業組合は子会社に該当するものの連結範囲には含めないこととされているが、「出資額が少ない」、及び「損益の大部分が帰属しない」場合の具体的例示を明記いただきたい。

<理由>

- 連結の範囲のとり方により、連結財務諸表は、経済実態以上に資産総額が膨らみ、利害関係者の誤解を招くおそれがある。子会社の判定はもちろん連結の範囲の決定については、明確な判断基準が実務上望まれる。なお、投資事業組合の開示強化については連結対象として開示すること以外の方法も別途検討すべきと考える。

以 上